

東京都児童福祉審議会 専門部会（新たな児童相談の在り方に関する検討）

2020年8月28日 子どもの虹情報研修センター研究部長 増沢 高

資料4 介入と支援の機能分化

児童相談所の保護機能の強化が必要。従来は子どもの保護のみであり、親子一緒にの保護を可能にするような法改正が必要。保護先として、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等があり得る。

資料5 在宅支援サービス・母子保健サービスの充実

産後の家事育児支援の拡充について

産後ケア事業の充実：特定妊婦に対して、以下のような取り組みを行うことが効果的
出産後の入院期間を1か月以上確保し、助産師等の支援員が育児支援を行う
乳児院や母子生活支援施設を活用し、母子入所の上、育児支援を行う
在宅のケースに対して、支援員が毎日訪問し、育児支援を行う

子ども食堂における見守りの強化について

児童福祉施設に児童家庭支援センターを併設し、子ども食堂を行っているNPO等とネットワークを構築し、支援を必要とする子どもと家族に早期につながり、支援を開始することが効果的

資料6 子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化

予防的支援の対象となるケースに関して、小児期の逆境体験のエビデンスを踏まえること。特にDV、産後うつなどの精神疾患、アルコール、薬物依存を抱える家族に対して、早期から支援の対象とすることを多機関で共有することが必要。その上で、学校、保育園、学童保育、施設（児童家庭支援センター）と協働して、子どもを支援することが効果的。

資料7 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要対協における個別ケース検討会および進行管理は、中学校区を基本単位にするなどして、顔の見える実効性のある（確実に支援を行える）体制とすること。全体会議や実務者会議は区市町村単位で行い、進行管理や個別ケース会議が有効に機能できるよう、支援を評価し、指導、監督を行うこと。